



フランス人権宣言 (抜粋)

1789年 フランス

1条 人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上にもみ設けることができる。

2条 あらゆる政治的団結の目的は…自然権を保全することである。これらの権利は、自由・所有権・安全および圧政への抵抗である。

3条 あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する。

4条 自由は、他人を害しないすべてをなし得ることに存する。

11条 思想および意見の自由な伝達は、人のもっとも貴重な権利の一つである。したがってすべての市民は、自由に発言し、記述し、印刷することができる。ただし、法律により規定された場合におけるこの自由の濫用（らんよう）については、責任を負わなければならない。

16条 権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものではない。

17条 所有権は一の神聖で不可侵な権利であるから、何人も適法に確認された公の必要性が明白にそれを要求する場合で、かつ事前の正当な保障の条件の下でなければ、これを奪われることがない。



リンカンのゲティスバーグ演説

われわれはこの戦争の一大激戦の地で相い会しています。……

……ここで戦った人々が、これまでかくも立派にすすめてきた未完の事業に、ここで身を捧（ささ）げるべきは、むしろこれまで生きていたわれわれ自身であります。それは、これらの名誉の戦死者が最後の全力を尽くして身命を捧げた、偉大な主義に対して、彼らの後をうけ継いで、われわれが一層の献身を決意するため、これら戦死者の死をむだに終わらしめないように、われらがここに堅（かた）く決意するため、またこの国家をして、神のもとに、人民の、人民による、人民のための、政治を地上から絶滅させないため、であります。（高木八尺、斎藤光訳『リンカーン演説集』岩波文庫）